

アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発業務委託
公募型プロポーザル
実施要領

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課

1 目的

次期学習指導要領にアクティブラーニング型学習が取り入れられたことから、教育旅行についても民泊や体験学習などを取り入れた教育的要素の強いものへとニーズが変化してきている。これらに対応した教育旅行プログラム開発・普及を行い、教育旅行の更なる誘致・拡大促進を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

「アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発業務委託公募型プロポーザル仕様書」による

3 委託期間

契約締結時から令和2年3月13日まで

4 予算上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、別添仕様書に明記した、企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 契約金の支払いは、精算払による。

※ 令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることとなっているため、上記金額は新税率（10%）で計上すること。

5 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課（担当 増田）

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

電話 0985-26-7103

FAX 0985-26-7327

メール masuda-takumi@pref.miyazaki.lg.jp

6 企画提案競技参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込みの者で業種がサービス（役務の提供）の者、もしくは過去2年以内にこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (3) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決

定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。

- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。)の統制下にある法人でないこと。
- (7) 県税に未納がない者。
- (8) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 スケジュール(予定)

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和元年5月13日(月) |
| (2) 審査参加申込書受付期限 | 令和元年5月17日(金)午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和元年5月20日(月)午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和元年5月24日(金)午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和元年6月5日(水) |

8 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領5の場所
- (2) 提出期限 令和元年5月17日(金)午後5時まで(必着)
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書(様式第1号)
 - イ 代理人を選定した場合は、委任状(様式第2号)
- (5) その他
 - ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
 - イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、宮崎県観光推進課から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日(土曜日、日曜日を除く。)までに連絡が無い場合には、問合わせること。
なお、提出期限である5月17日に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後5時までに本要領5の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
 - ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第3号)を持参又は郵送により提出すること。

また、企画提案書が提出期限(5月24日)までに提出されなかった場合は、辞退届が

提出されたものとみなす。

エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問書の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。

① 提出方法は、本要領5の担当課へFAX又は電子メールにて行うこと。

② 件名は、「アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発業務」とする。

イ 受付期限

令和元年5月20日（月）午後5時まで（必着）

(2) 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

10 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 提出書類

下記アからオを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

ア 企画提案競技申請書（様式第5号）

イ 会社概要（様式第6号）

ウ 企画提案書

エ 見積書

① 見積書は任意様式でかまわない。

② 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。

③ 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。

宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

オ 業務実績

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること）

カ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第7号）

キ 県税に未納がないことの証明

ク 特別徴収実施確認の開始誓約書（様式第8号）

ケ 決算書（直近三期分）

(2) 企画書の提出方法

ア 提出場所 本要領5の場所

イ 提出期限 令和元年5月24日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成にあたっての留意点

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 企画書はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）で上限20ページとし、提出部数は6部（正本1部、副本5部とし、正本には押印すること。）とする。パンフレット類等の添付資料も6部準備し、別綴りとする。

ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

カ 作成した広告物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

11 審査

書類審査とし、提出された企画書について、最も優れた提案を1社選定する。

なお、審査は県職員等で構成する審査委員会で行い、審査基準は、「アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発業務委託公募型プロポーザル仕様書」及び「審査基準書」による。

12 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

14 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。

なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (3) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については宮崎県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。